令和5年12月11日(日)13:00-全日本自閉症支援者協会 研究大会

こども家庭庁における発達障害児施策

- 1. こども家庭庁について
- 2. 発達支援が必要なこどもと家族への支援
- 3. 地域の体制整備について
- 4. 今後にむけて

こども家庭庁 支援局 障害児支援課 今出 大輔 (いまで だいすけ)



こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・ 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

〇 国・地方公共団体の責務 〇 事業主・国民の努力

白書·大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
 - (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の 3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 〇 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策 推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・ 民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった

こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども家庭庁とは?

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を 聴いてその声をまんなかに置きアクション**していきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。 みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための** 仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。 (こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例: 少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応

例:こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、 日本版DBSの創設 など

(3)保健・福祉分野を中心とする事業の実施

例:保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、 虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

- (1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案
- (2) 地方自治体との連携強化
- (3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

こども家庭庁とは?

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
 - 定員については、内部部局が<u>350名、施設等機関が80名、合計430名</u>。

長官官房(企画立案・総合調整部門)

○長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)

- ▶ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等(こどもDXの推進を含む)
- ▶ 地方自治体との連携強化
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の 策定
- ▶ 保育対策
- ▶ 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- ▶ 全てのこどもの居場所づくり
- ▶ こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁 を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- ▶ 地域におけるいじめ防止対策 など

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の概要

趣旨

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立 案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)
 - ・こども大綱の策定及び推進

等

(2) 内閣補助事務(内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力 を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するととも に、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

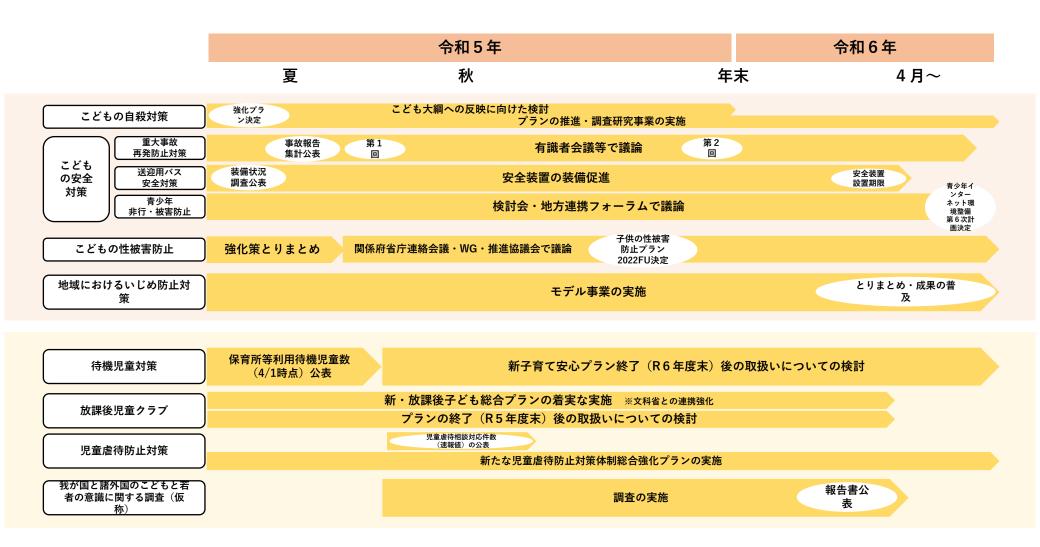
6. 施行期日等

- ·令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁の主な政策の今後のスケジュール①

	令和5年			令和6年
	夏	秋	年末	4月~
こども大綱	基本政策部会で議論 こども等	中間整理 答申 からの意見聴取	閣議決定	部会で議論 (具体的施策のPDCA)
幼児期までのこどもの育ち に係る基本的な指針(仮称)	幼児期までのこどもの 育ち部会等で議論	中間整理	閣議決定幼	児期までのこどもの育ち指針の推進
こどもの居場所づくりに 関する指針(仮称)	こどもの居場所部会等で議論	答申	閣議決定	もの居場所づくりに関する指針の推進
「こども未来戦略方針」等 に基づく制度改正	戦略 方針 決定 子ども・子育て支援等分科	会等で議論 ※こども未来戦略会議と連携	とりまとめ	法案提出 を目指す
日本版DBS	有識者会議で議論	法案提出 を目指す	制度・運用の検討	
改正児童福祉法	社会的養育・家庭支援部会 児童虐待防止対策部会で議論 施行準備 公布			施行 ※R7から次期社会的養育推進計 画
障害福祉サービス等 報酬改定	障害福祉サービス等報酬改定検 関係団体 ヒアリング	計チーム(厚生労働省・こども家庭庁合同開催) 個別サービス・ 機断的事項の検討	で議論 基本的な考え方 の整理・とりま とめ	(R5 秋頃策定要領発出) 改定案の とりまとめ
こどもの意見聴取と 政策への反映		専門委員 こども若者★いけんぷらす(こども		尾施
「こどもまんなか アクション」の展開	こどもまんなか アクションキッ クオフイベント 各地域でのリレーシンオ	秋のこども まんなか月 間 ポジウムや「こどもまんなかアワート	〕(仮称) の発表など各種イへ	ント実施、好事例の発信

こども家庭庁の主な政策の今後のスケジュール②



発達障害者支援の一部を改正する法律 概要

1. ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施

【関連条文】

第1条(切れ目のない支援、共生社会の実現に資することを追加)、第2条の2(基本理念の新設)、第3条(相談体制の整備、協力部局の例示に警察を追加)、第9条の2(情報の共有の促進を新設)、第19条の2(発達障害者支援地域協議会を新設)

2. 家族なども含めた、きめ細かな支援

家族なども含めた、きめ細かな支援を推進するため、教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援

【関連条文】

第5条(保護者への情報提供、助言を追加)、第8条(個別の教育支援計画の作成等を追加)、第10条(就労定着のための支援等を追加)、第11条(生活支援の視点として性別等追加)、第12条(権利利益の擁護に、いじめの防止等を追加)、第12条の2(司法手続きにおける配慮を新設)、第13条(家族支援の内容に、家族が互いに支え合うための活動の支援等を追加)

3. 地域の身近な場所で受けられる支援

発達障害の支援について、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮 【関連条文】

第4条(国民の責務に、発達障害者の自立及び社会参加に協力することを追加)、第14条(当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をすることを追加)、第21条(普及、啓発の内容に個々の発達障害の特性を追加、方法として学校等の様々な場を通じて行うことを追加)、第23条(専門的知識を有する人材の確保等の対象に労働、捜査及び裁判に関する業務に従事する者を追加)

発達障害児支援



~ こどもまんなか社会の実現にむけて ~

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

1. こども政策全体のなかで発達障害児を支援する(多領域の制度との連携を確保等)

- <u>こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障</u>がなされることで、<u>こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくり</u>を進める。
- こどもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、**こどもと家族のウェルビーイングの向上**につながるよう取り組んでいくことが必要。
- ●障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。

こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

令和5年3月 障害児通所支援に関する検討会報告書

8

2. こども期から強度行動障害の状態を予防する観点で発達障害児を支援する(教育等との連携)

- ●幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。 幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- ●幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、**福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携**して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、**行動上の課題を誘発させない支援を提供していく**ことが必要。
- ●在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、**専門性を有する人材が、**家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、 複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、**ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組**を 進めることも重要。

令和5年3月 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書

こども施策において対象となる発達障害

生来的な特徴(特性)

潜在的なニーズ

育児困難の背景にあるこどもの生来的な特徴を 把握し、子育て支援をおこなうためのツール例 (*)

M-CHAT(1歳6か月健診)

言葉・行動など以外の社会性・コミュニケーションの発達の把握・共有

PARS-TR(3歳児健診以降の2次検診)

対人関係・社会性・コミュニケーションの発達の把握・共有

CLASP(園などの集団生活場面)

顕在化されにくい生来的な特徴を把握・共有

感覚プロファイル (様々な場面)

様々な感覚の過敏さや鈍感さの特徴を把握・共有



こどもの生来的な特徴(特性)を把握し、 家族の個別性・育児困難性に応じて、子育て支援など 様々な一般施策で個々の特性に応じた支援を提供する

* 厚生労働科学研研究等において科学的根拠や国内での実装例があるツール例

医学的診断・障害認定 顕在ニーズ

ICD-10 (WHO)

* 平成2年にWHO総会で採択。現在は平成15年に一部改正されたものを使用。 令和元年5月のWHO総会で改訂案(ICD-11)が承認された。

F00-F69 統合失調症や気分(感情)障害など

F70-F79 知的障害<精神遅滞>

F80-F89 **心理的発達の障害**

・広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群)・学習能力の特異的発達障害(学習障害)など

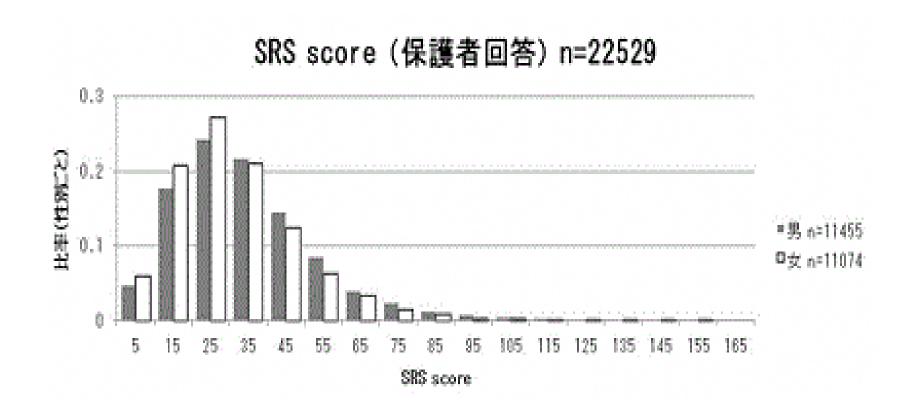
F90-F98 小児<児童>期及び青年期に 通常発症する行動及び情緒の障害

・多動性障害(注意欠陥多動性障害) その他、トウレット症候群、吃音症 など

障害福祉分野をはじめとして、生活全般において 発達障害に応じた個々の合理的配慮を提供する

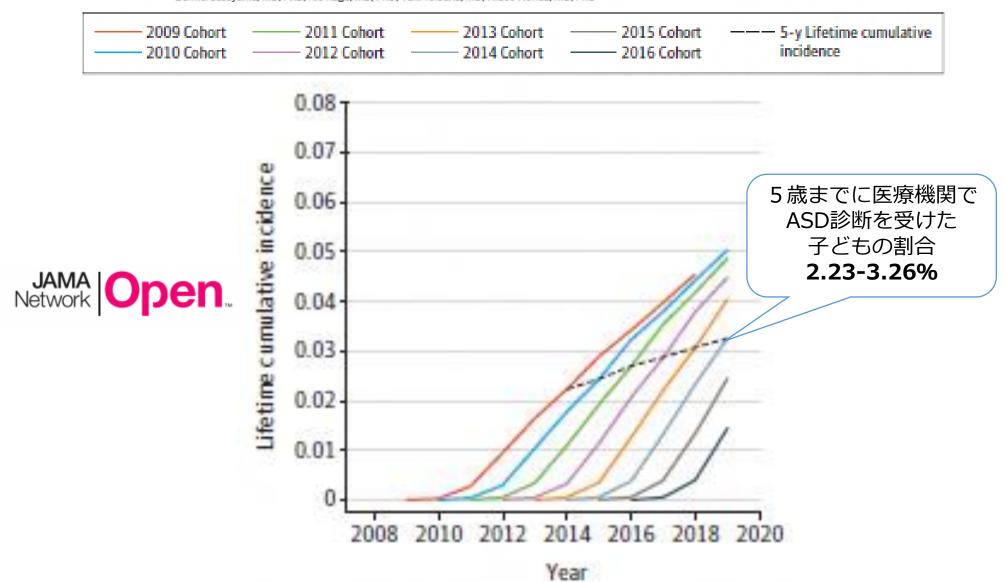
2023/11/21

発達障害の疫学研究 (こころの健康科学研究事業)



Trends in Autism Spectrum Disorder Diagnoses in Japan, 2009 to 2019

Daimei Sasayama, MD, PhD; Rie Kuge, MD, PhD; Yuki Toibana, MD; Hideo Honda, MD, PhD



発達障害の原因、疫学に関する情報のデータベース構築のための研究

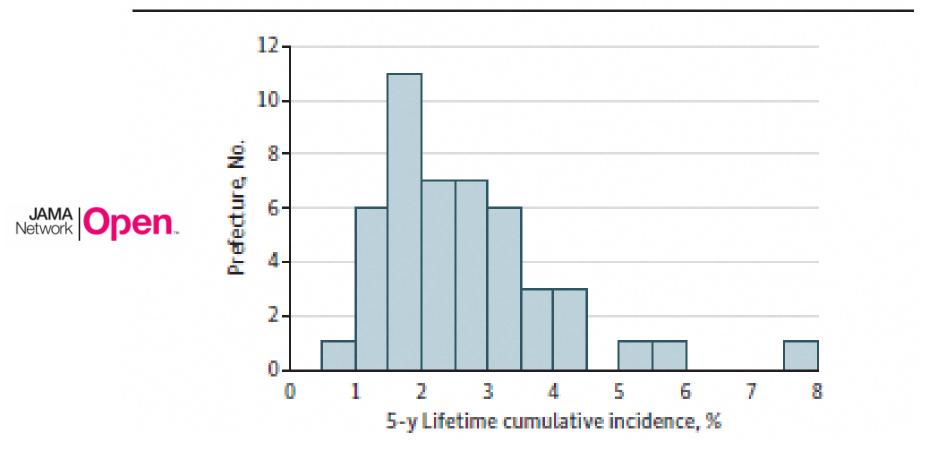
(本田秀夫:信州大学)

令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)

Trends in Autism Spectrum Disorder Diagnoses in Japan, 2009 to 2019

Daimei Sasayama, MD, PhD; Rie Kuge, MD, PhD; Yuki Toibana, MD; Hideo Honda, MD, PhD

Figure 2. Histogram of 5-Year Lifetime Cumulative Incidence of Autism Spectrum Disorder in Each Prefecture in Children Born in Fiscal Years 2009 to 2014



発達障害の原因、疫学に関する情報のデータベース構築のための研究 (本田秀夫:信州大学)

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。
 - ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 [児童福祉法]
- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]
- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 (児童福祉法)

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることと する。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、 その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 [児童福祉法]

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

児童発達支援センターの役割・機能の強化(1.3関係)

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、 果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種 別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、<u>児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」(肢体不自由児を対象)に分か</u> れ、障害種別による類型となっている。

<改正の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
- ⇒ <u>これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとと</u> もに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 - く「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化を行う。
 - ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。



障害児通所支援の基本的な考え方

こどもの権利を社会全体で守る

こどもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- こどもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障がなされることで、こどもの最善の利益を社会全体で守っていく環境 づくりを進める。
- こどもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、<u>こどもと家族のウェルビーイングの向上</u>につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、こどもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。<u>こどもの育</u>ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭に、こどもや家族の支援にあたっていくこと。

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能

- ① 幅広い高度な専門性に基づく 発達支援・家族支援機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイス・コンサルテーション機能
 - ④ 地域の発達支援に関する入口 としての相談機能

4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、<u>保育士・児童指導員を手厚く配置する</u>等の方向で検討。また、福祉型の3類型(障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児)についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価**を行う方向で検討。

2.児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域(※)等、全ての視点を含めた<u>総合的な支援が提供されることを基本</u>とすべき。
- 総合的な支援を行い、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援(理学療法等)を重点的に行う支援が考えられる。 その際には、アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施されることが必要。

2.児童発達支援・放課後等デイサービス(続き)

- <u>ピアノや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくない</u>と考えられ、これらの支援の提供にあたっては、<u>ガ</u> イドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、**支援に対する人員の配置の状況や支援内容**等にも留意しつつ、<u>支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価</u>を行うことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、<u>家族全体を支援する観点</u>から、こどもと家族の<u>アセスメントを踏まえて、児童発達支</u>援や放課後等デイサービスにおいても対応することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、<u>学校や家庭とは異なる場</u>であり、<u>安心・安全でその子らしく過ごせる場</u>としての機能も重視すべき。 また、学校に通学できない(不登校の)障害児について、関係機関と連携して支援していくことが必要。

3. インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の<u>一般施策への後方支援の取組を強化し</u>、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援 力向上を図っていく等、<u>子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくり</u>を進めていくことが重要。
- 保育所等訪問支援が<u>より効果的に活用されるよう</u>、人員配置や報酬上の評価、運用について<u>必要な見直しを行う方向で検討</u>すべき。 (チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討)

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、<u>こどもの発達状況等</u> <u>も把握できる調査指標に見直す</u>ことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、<u>障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進める</u>ことが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、**適切にコーディネートが行われる方策を検討**していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村は<u>(自立支援)協議会子ども部会を設置</u>し、児童発達支援センターも参画して、<u>地域の課題を把握・分析</u>しながら、地域の支援 の質の向上に取り組むことが重要。
- **自己評価・保護者評価**について、集約・分析し、その結果を公表する等、**効果的な活用方策等について検討**を進めることが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、<u>基**礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築</u>等を**進めることが必要。</u>

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築(3.2関係)

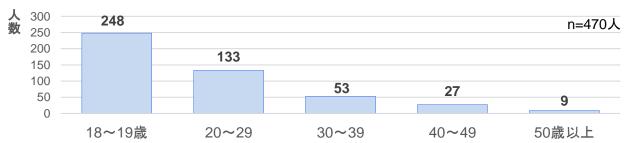
<制度の現状>

○ 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、<u>移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況</u>がある。

<改正の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体(都道府県及び政令市)を明確化する。
 - <都道府県・政令市が取り組む内容>
 - ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化して きたような場合等に十分配慮する必要があることから、<mark>22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算し</mark> て5年間の期間)までの入所継続を可能とする。
 - (注) 現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の<u>18歳以上で移行先が決定していない者</u>の現状(年代別)】



- 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(令和3年3月31日時点)
- ※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※2 470人(過齢児)のうち、22歳までの者は313人(うち19歳以下の者248人、20歳~22歳の者は65人)、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換(障害児入所施設 から障害者支援施設への転換)、③児者併設(障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設)等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

17

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけ のもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。 (※既存の自立支援協議会の活用も想定)

協議の場における検討内容

①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移 行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

②広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等 を共有し、円滑な移行につなげる。

③個別ケース会議

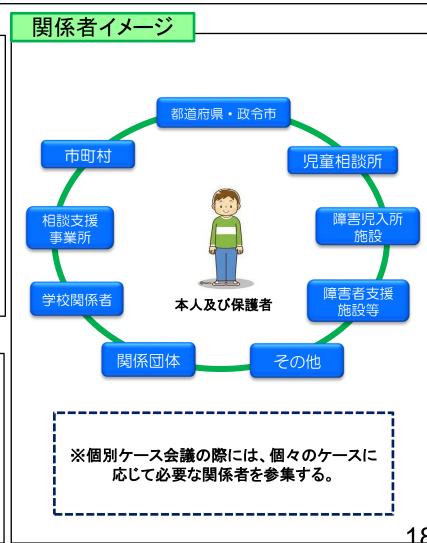
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下 参照)

4地域資源開発

個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な 見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

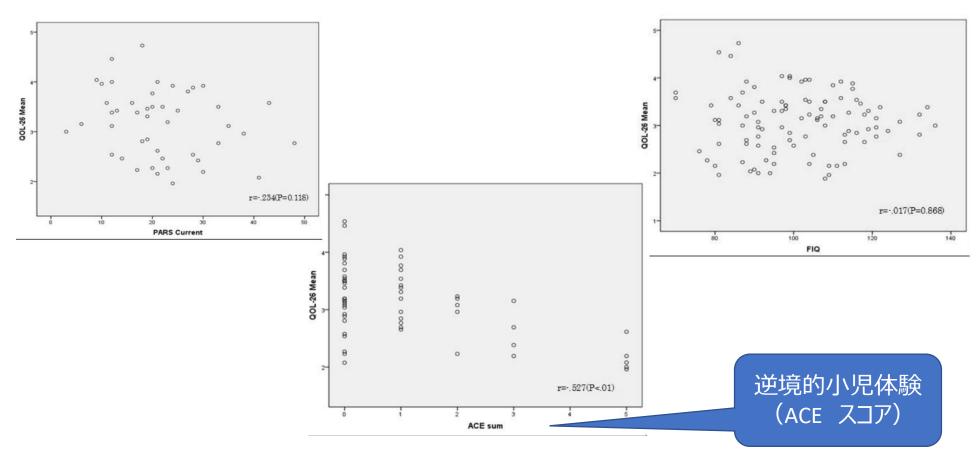
- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に 向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のような ものが考えられる。
 - 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断





青年·成人期の発達障害者のQOLを維持するためには

よこはま発達クリニックにおいて ASD の診断を受けた 20 歳以上、かつ知的の遅れのない者 13 1名を対象とした。



令和元年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業) 発達障害の原因、疫学に関する情報のデータベース構築のための研究 分担研究報告書成人発達障害の実態把握と支援ニーズに関する研究(内山 登紀夫:大正大学)

2023/11/21

「強度行動障害」について

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど<u>本人の健康を損ねる行動</u>、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど<u>周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動</u>が、<u>著しく高い頻度で</u>起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表」)を用いて判定し、一定の点数以上となる人(24点中10点)に対して手厚い支援(下記の図参照)が提供される。強度行動障害にいたる前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援が提供できるようにするため、「行動援護」は平成20年、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に対象者判定の基準点を引き下げたところ。また平成30年度報酬改定において、生活介護についても「重度障害者支援加算」の対象とし、障害児通所支援については「強度行動障害児支援加算」を創設した。

<u>さらに令和3年度報酬改定において、グループホームで新たに区分4以上も「重度障害者支援加算」の対象とし、障害者支援施設で実</u>施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。その結果支援対象者が拡大している。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

のべ78,579人(令和4年10月時点)



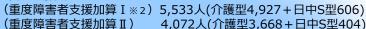
1,037人



13,082人

(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重複して利用する場合があるため、のべ人数としている)

共同生活援助





5,486人

22,895人





生活介護(重度障害者支援加算) 21,954 人

短期入所(重度障害者支援加算)※2 施設入所支援(重度障害者支援加算Ⅱ) 障害児入所施設

(重度障害児支援加算)※3 福祉型130 (強度行動障害児特別支援加算) 福祉型 1:

福祉型130人: 医療型0人 福祉型 12人: 医療型1人 放課後等デイサービス (強度行動障害児支援加算) 3,937人 児童発達支援 (強度行動障害児支援加算) 440人

- (※1) 利用者の内、知的障害者の数(平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている)。
- (※2) 短期入所の重度障害者支援加算及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、Ⅰ類型(人工呼吸器)、Ⅱ類型(最重度知的障害)、Ⅲ類型(行動障害)が含まれるが、その内訳は不明。
- (※3) 障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書~概要①~

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- ●強度行動障害の<u>障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本</u>として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
- ※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- ●標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
- 【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる ・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等
- ※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- ●困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、<u>高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)</u>※の育成が必要。 【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等
 - ※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- ●地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、**人材ネットワークの構築**が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- ●市町村は、本人とその家族の<u>支援ニーズを適切に把握して支援につないでいく</u>こと、(自立支援)協議会の場を活用しながら<u>地域の支援体制の整備を進めて</u>いくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- ●相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の<u>相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に</u> 係る調整を行っていくことが重要。
 - ・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
 - ・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
 - ・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- ●通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
 - ※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- ●強度行動障害を有する者の<u>居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていく</u>ことが必要。
 - 【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等 【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- ●障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。
 - 【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等 【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- ●本人、家族が地域で安心して生活できるよう、<u>市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※</u>ことが重要。 ※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- ●障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、**認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが**重要。
- ●行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、<u>受入拡大や支援の充実の観点からより高い段階を設定して、報酬面に反映していく</u>ことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書~概要②~

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- ●強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、<u>障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組</u>※を進めることが必要。
- ※市町村が主体となり、(自立支援)協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要 集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- ●集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①<u>広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整</u>を進めていく方策
 - ※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、<u>一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや</u> 新たな住まいに移行する※方策
 - ※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の 受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- ●集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、<u>各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※</u>していく ことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を 構築することが必要。
- ※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- ●幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。<u>幼児期からこどもの</u> 強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- ●幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、<u>福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携</u>して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、**行動上の課題を誘発させない支援を提供していく**ことが必要。
- ●在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、<u>専門性を有する人材が、</u>家庭や事業所、学校 、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の 定期的な連携会議に参加して情報共有する等、**ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組**を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

- ●強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、**医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進める**ことが必要。
- ●精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、<u>入院中から福祉との連携を行う</u>ことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、 精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- ●強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を 進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

強度行動障害を有する者のライフステージごとの主な障害福祉サービス等

○強度行動障害の状態は一時的なものでなく、こども期から高齢期に至るまで、個々の知的障害や発達障害の特性に適した環境 調整や支援が行われない場合には、どの時期にでも引き起こされる。関係機関が連携し、本人や家族の情報を適切に引き継ぎな がら、ライフステージを通じて切れ目なく支援が提供される体制を整備していくことが必要である。

乳幼児期 学輪期 成人期 強度行動障害の状態を予防する観点も踏まえ、ライフステージを通じて標準的な支援を実施 児童発達支援(センター以外)・居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害福祉サ 短期入所 行動援護 重度訪問介護 ビス 生活介護 就労支援 重度障害者等包括支援 共同牛活援助 障害児入所施設(福祉型・医療型) 施設入所支援・療養介護 障害児相談支援 計画相談支援 児童発達支援センター 体制整備 地域生活支援拠点等 発達障害者支援センター/発達障害者地域支援マネジャー 保健・医療・教育等の関係機関

強度行動障害を有する者への標準的な支援

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書(令和5年3月30日)より)

○(中略)強度行動障害を有する者への支援にあたっても、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・先の見通しが持てず何度も予定 を確認する
- ・音に敏感で騒がしい部屋に 入れない
- ・「拒否」が伝えられず他者を 叩いてしまう など

本人の特性

自閉スペクトラム症や知的障害など個々の障害特性

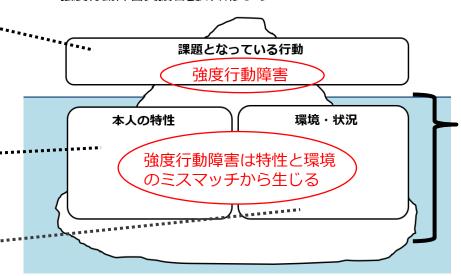
環境・状況

困り感やストレスの要因となって いる環境や状況

氷山モデル

見えている行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要

* 強度行動障害支援者養成研修より



標準的な支援

障害特性を踏まえた*機能 的アセスメントを行い、強 度行動障害を引き起こして いる環境を調整する

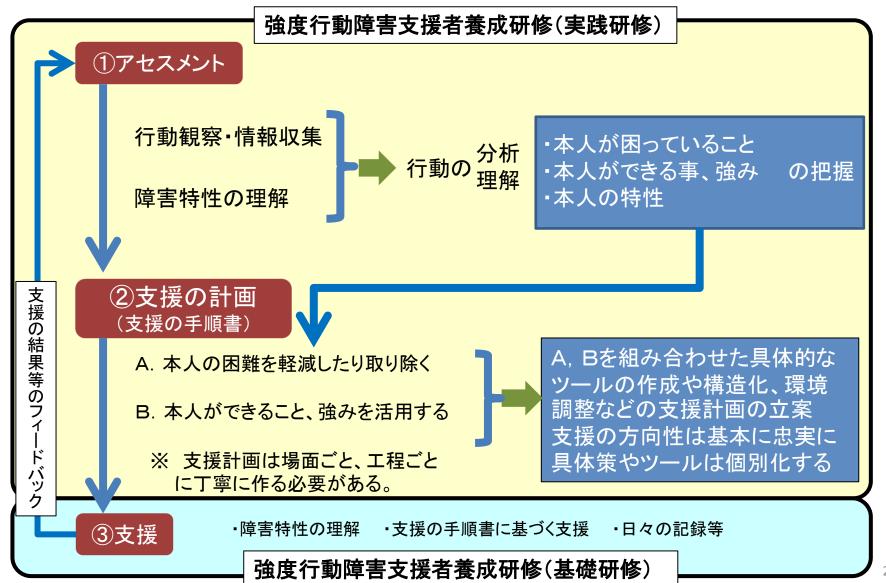
*機能的アセスメント 課題となっている行動がどのような意味 (機能)をもっているか調べる

アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、 実施内容を評価して次の支援につなげる

予防的支援の重要性 (強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より)

- ○予防的観点を込めて標準的な支援を行うことが必要
- ○強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を**日常的におこなう**ことが重要
- ○支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の**知識を共有し、地域の中に拡げていく**ことが重要

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ



「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」の 一部改正について(障発0428第2号)

本事業の受講対象者に、障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害の有する児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等を追加することで、教育と福祉が連携しライフステージを通じて一貫した支援の促進を図る。

【こども期からの予防的支援・教育との連携】<u>※強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より抜粋</u>「幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が、知的障害、自閉スペクトラム症等の発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと、また、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなどの行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要である。強度行動障害が重篤化する前にアプローチすることが重要であり、特別支援学校と児童発達支援センターや放課後等デイサービス等が連携して支援にあたる体制づくりを進めることが必要である。」

改正後 現行

- 3. 研修対象者等
- (1)基礎研修
- (ア)研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

(イ)~(ウ)(略)

- 3. 研修対象者等
- (1)基礎研修
- (ア)研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、 精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、 若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業 所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とす る。

(イ)~(ウ)(略)

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの設置 ~障害のある子と家族をもっと元気に~



1. 趣旨

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達 障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各自治体においては、教育と福祉に関する 部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体 における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の 在り方について検討する。

2. 検討事項

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

3. 構成員

文部科学副大臣 丹羽 秀樹厚生労働副大臣 高木 美智代

文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和 文部科学省初等中等教育局審議官 白間 竜一郎 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 中村 信一 文部科学省初等中等教育局特別支援教育企画官 森下 平

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部長 宮嵜 雅則 厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課長 内山 博家

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室長 三好 圭

(事務局)

- 〇文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 〇厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児•発達障害者支援室

4. 開催経緯

〇第1回(H29.12月14日(木))

- 1. プロジェクトチームの設置について
- 2. 教育と福祉の連携を行っている地方自治体の好事例について
 - 大阪府箕面市からのヒアリングについて
 - ・新潟県三条市からのヒアリングについて

〇第2回(H30.1月30日(火))

- 1. 教育と福祉の連携について、家族、支援者からご意見
 - 一般計団法人日本自閉症協会からのヒアリング
 - 一般社団法人全国児童発達支援協議会(CDS)からのヒアリング
- 2. 課題の整理とその解決に向けた具体的方策について自由討議

〇第3回(H30.3月29日(木))

1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 案について ~障害のある子とその家族をもっと元気に~

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの設置 ~障害のある子と家族をもっと元気に~ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、 お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先など が共有されていないため、円滑なコミュニケー ションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、 保護者は、どこに、どのような相談機関がある のかが分かりにくく、必要な支援を十分に受け られない。

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との 関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進
- 2. 保護者支援を推進するための方策
- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの

市町村 【具体的な取組例】 福祉部局 教育委員会 (厚生労働省) 連携強化 (文部科学省) ・放課後等デイサー ・個別の支援計画を ビスガイド 活用し、切れ目ない 保護者向けハンドブック 域内の支援情報の提供 ラインの改定 支援体制を整備する 保護者同士の交流の場の促進 学校や関係者への福祉制度の周知 自治体への支援 家庭 ・障害福祉サービ ス等報酬改定で拡充 ・保護者や関係機関 した連携加算を活用 学校 と連携した計画の作 障害児通所支援 し、学校との連携を 情報共有・連携強化 成について省令に新

個別の支援計画の活用による切れ目ない支援

後

対

たに規定

更に推進。

障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する 家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議

設置要綱

1. 趣旨

障害や発達に課題のあるこどもやその家族(家庭)への支援にあたっては、教育・福祉が連携した支援が求められている。これまでも様々な施策や事業において、教育と福祉が連携して支援することや、家族(家庭)を支援することに取り組んでいるが、地域(地方自治体等)によって体制整備の状況に差異があったり、国の事業が充分に活用されていなかったりする等の状況がある。

令和5年4月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省合同で課題の 共有・検討等を行う「障害や発達に課題のあるこどもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての 合同連絡会議」(以下「合同連絡会議」という。)を設置し、各省庁間の連携体制を構築することで、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進を図ることとする。

2. 構成員

こども家庭庁こども政策担当副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

こども家庭庁支援局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

3. その他

この合同連絡会議に関する庶務は、こども家庭庁支援局障害児支援課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育 課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において協力して行い、必要に応じて、その他関係者に も参加を求めることができる。

その他合同連絡会議の運営に関する事項は、必要に応じ合同連絡会議に諮って定める。

開催状況

第1回 令和5年4月20日 関係団体ヒアリング

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律等の一部を改正する法律 (今和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 [障害者総合支援法、精神保健福祉法]
- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に おいて算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】
- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 (難病法、児童福祉法)
- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース (DB) に関する規定の整備 【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】 障害 DB、難病 DB及び小慢 DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- **6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日)

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

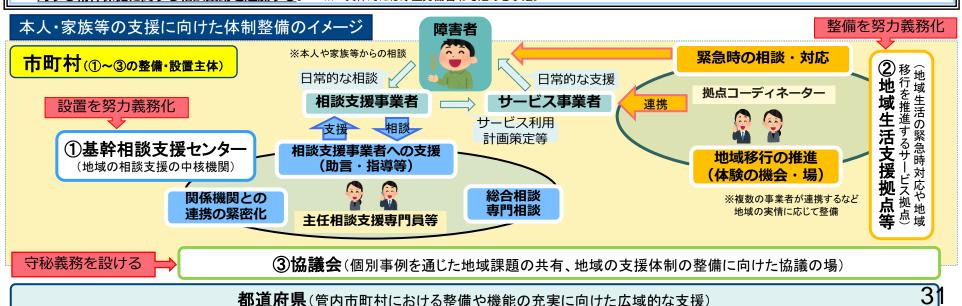
現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村)地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
○ 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多

様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等 見直し内容

- <u>基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。</u>
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
-) <u>地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関に</u> よる協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。



地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

現状・課題

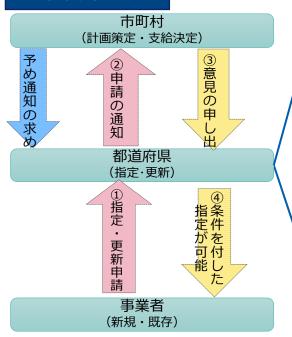
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

○ 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

○ 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、 都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

見直しのイメージ



【想定される条件(例)】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更(制限や追加)を求めること
- 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを 提供すること
- 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
 - * 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない
- ※ 指定都市及び中核市は、自ら事業者の指定に際して条件を付すことができること等を政令で規定予定。

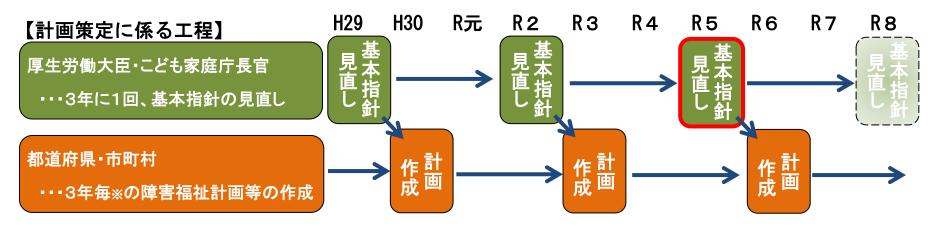
障害福祉計画及び障害児福祉計画と基本指針について

基本指針について

- 〇 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 〇 また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児 通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画(令和6~8年度※)を作成するための基本指針は令和5年5月19日に告示。

【計画期間等】

第 1 期計画期間 18年度~20年度	第2期計画期間	第3期計画期間	第4期計画期間	第 5 期計画期間 第 1 期計画期間(児) 30年度~2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度~5年度	第7期計画期間 第3期計画期間(児) 6年度~8年度※
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	: 画を作成 : :	: を踏まえ、平成26年度 を目標として、第3期	施行等を踏まえ、平成 29年度を目標として、 第4期障害福祉計画を 作成	:3年後見直し等を踏ま :え、平成32年度(令和	5年度を目標として、 第6期障害福祉計画及 び第2期障害児福祉計	趣旨等を踏まえ、令和 8年度を目標として、 第7期障害福祉計画及



「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。 計画期間は令和6年4月~令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確

保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- = 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 万 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成 に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通 所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一 障害者等に対する虐待の防止

- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 万 障害を理由とする差別の解消の推進
- 、 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業 所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における 研修等の充実

34

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る 記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対す る助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村に よる包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

9障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイド ライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数 等を活動指標に追加

①よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把 握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進 に係る記載の新設

(3)障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援 センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(4)その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること 【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係 機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用 して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍 以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割 以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か 所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を 策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、 難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町 村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの 移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤 の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

36

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数※ 行動援護の利用者数、利用時間数※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 (新設) 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 地域移行支援の利用者数 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練) 【新設】

(都道府県)

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数

- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数

- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 (新設)
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自 治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導 監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数 (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】

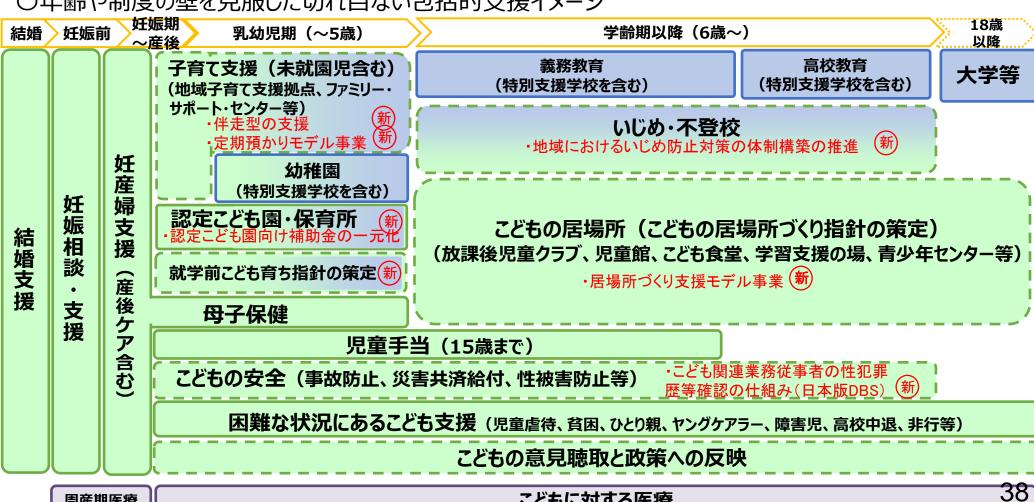
こども家庭庁関連予算の基本姿勢

- こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。 1.こども政策は国の未来への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源 を確実に確保する。
 - 2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。

周産期医療

- 3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
- 4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
- 5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ



こどもに対する医療

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を 開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー(11名)

主査 厚生労働大臣政務官

副主査 厚生労働省障害保健福祉部長

副主査補 こども家庭庁長官官房審議官(支援局担当)

構成員

厚生労働省障害福祉保健部 企画課長

障害福祉課長

精神•障害保健課長

地域生活·発達障害者支援室長

職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課

(オブザーバー)

こども家庭庁支援局 障害児支援課長

· 有村 大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授

• 石川 貴美子 秦野市福祉部障害福祉課長

· 石津 寿惠 明治大学教授

· 井出 健二郎 兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護

マネジメント教授

· 岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授

· 小澤 温 筑波大学人間系教授

・高 容康 豊中市こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課

主幹、豊中市立児童発達支援センター所長

· 佐藤 香 東京大学社会科学研究所

社会調査・データアーカイブ研究センター教授

・田村 正徳 埼玉医科大学総合医療センター名誉教授、

佐久大学客員教授

·野澤 和弘 每日新聞客員編集委員

・橋本 美枝 成田地域生活支援センター施設長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】(1)障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査

(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 等

く令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール(イメージ)>

令和5年5月22日(月) 第28回報酬改定検討チーム(今後の検討の進め方について)

7月~8月 関係団体ヒアリング(6回程度、49団体)

8月中 ヒアリングまとめ、主な論点案

9月~10月 個別サービスの検討(5~8回程度)

11月 経営実調の結果公表、個別サービスの検討、横断的事項の検討(8回程度)

12月 基本的方向性の整理、取りまとめ

令和6年2月 改定案のとりまとめ

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点

はじめに

- 〇 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、 国の予算額は約2兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となるなど障害児者への支援は年々拡充して いる。
- 〇 また、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて〜 中間整理 〜」がとりまとめられ、同報 告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和4年6月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについ て〜社会保障審議会 障害者部会 報告書〜」がとりまとめられた。同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法 等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書におい て指摘されている。
- 〇 またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとまり、これを踏まえた対応が求められている。 さらに、本年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- 次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定となる今回の改定では、障害の重度化や障害者の高齢化、 強度行動障害を有する者、医療的ケア児や医療的ケアが必要な障害者、精神障害者の地域移行の進展などに伴う障害児者の ニーズの多様化に対応するため、適切なエビデンスに基づき施策を強化する必要がある。
- 加えて、今般の物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、必要な対応を行う必要がある。サービス間・制度間の公平性や制度の持続可能性の確保が重要な課題である中で、こうした観点を踏まえた上で、メリハリのきいた報酬体系とする必要がある。
- このような状況等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において検討を行う際の主な論点について、報酬改定 チームでの団体ヒアリングにおける意見も参考としつつ、以下のとおり整理し、今後検討を進めていくこととしてはどうか。

く主な論点>

- 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
- 2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
- 3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
 - ※ 上記の論点は現時点のものであり、今後議論を進めていく中で変更することがあり得る。

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- (1) 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 発達障害の認知の広がりや女性の就業率上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスのサービス量が大きく拡充している一方で、支援の質の確保、インクルージョンの推進が重要な課題となっている。児童発達支援センターの中核的役割の発揮をはじめ、地域の支援体制を強化するための方策を検討する必要があるのではないか。
 - 障害児への支援に当たっては、個々の特性や状況に応じた適切な支援の提供が図られるようにするとともに、家族 全体を支援していく視点や、支援にあたる事業所間や、保健、医療、保育、教育、社会的養護など、こどもと家族を 取り巻く関係機関間で連携して取り組んでいく視点が重要であり、そうした取組を強化するための方策を検討する必 要があるのではないか。

<想定される検討事項>

- ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を発揮するための方策
- 児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)の一元化のための方策
- 障害児通所支援における支援の実態に応じた適切な評価のための方策
- 総合的支援の提供、インクルージョンの推進のための方策
- ・ 障害児入所施設から成人としての生活への円滑な移行の支援に関する方策
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児の支援の充実を図るための方策
- 家族支援や関係機関間の連携を強化するための方策
- 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制を整備するための方策

令和6年度障害福祉サービス等報酬(障害児支援関係)改定の視点・論点

- 発達障害の認知の広がりや女性の就業率上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスの サービス量が大きく拡充している一方で、**支援の質の確保、インクルージョンの推進**が重要な課題
- 障害児への支援に当たっては、**個々の特性や状況に応じた適切な支援の提供**が図られるようにするとともに、**家族全体を支援** していく視点や、支援にあたる**事業所間**や、保健、医療、保育、教育、社会的養護など、こどもと家族を取り巻く**関係機関間で連携**して取り組んでいく視点が重要

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

※障害福祉サービス等検討チームに提示した論点等でありいずれも 検討中のもの

- ■児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の 障害児支援の質の向上とインクルージョンの取組を推進
 - ○障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備(福祉型・医療型、福祉型3類型の一元化)
 - ○児童発達支援センターの機能・運営の強化(4つの機能を発揮する中核拠点型の評価)

2. 質の高い発達支援の提供の推進

- ■適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援の提供を推進し、こどもの育ちをサポート ○総合的な支援と特定領域への支援、基本報酬の評価、支援の質の向上 ○関係機関との連携の強化 ○将来の自立等に向けた支援の充
- 3、支援ニーズの高い児への支援の充実
- ■専門的な支援が必要な児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める ○医療的ケア児・重症心身障害児 ○強度行動障害を有する児 ○ケアニーズの高い児(難聴児、視覚・聴覚・言語機能に障害のある児 等) ○不登校児童への支援 ○居宅訪問型児童発達支援の充実

4. 家族支援の充実

- ■養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングを向上 ○家族への相談援助等の充実 ○預かりニーズへの対応
- 5. インクルージョンの推進
- ■保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
 - ○障害児通所支援事業所における取組の推進 ○保育所等訪問支援の充実

6. 障害児入所支援の充実

- ■家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、将来に向けた自立・移行支援の強化を図り、家庭における養育が困難な障害児の育ちと暮らしを支える
 - ○地域生活に向けた支援の充実 ○小規模化等による質の高い児への支援の充実 ○支援ニーズの高い児への支援の充実 ○家族支援の充実

家族支援の充実

く児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービス>

- ○家庭連携加算(居宅への訪問による相談援助)について、訪問支援を促進する観点から、評価を見直しを 検討してはどうか。
- 〇事業所内相談支援加算(事業所での相談援助)について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを検討してはどうか。
- ○きょうだいへの支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算にといて、きょうだいも 相談援助等の対象であることを明確化することを検討してはどうか。
- ○児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等に通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を検討してはどうか。
- 〇延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価することを検討してはどうか。

<保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援>

○児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の見直しを検討してはどうか。

<障害児入所施設(福祉型・医療型)>

○家族支援の充実を図る観点から、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の 評価を検討してはどうか。

教育との連携 ①

く児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービス>

(児童発達支援センターの機能・運営の強化)

○児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行うことを検討してはどうか。 評価の要素として、自治体との連携体制の確保、相談・アウトリーチなど通所支援とあわせて包括的にこどもと家族を支援できる体制の確保、専門的な支援や地域と連携した支援の実施等を検討してはどうか。

(関係機関との連携)

○こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算(I)について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を検討してはどうか。

(将来の自立等に向けた支援の充実)

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して、自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を検討してはどうか。
- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校 や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

(継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実)

○継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携の下、学校への継続的な通学につながる具体的な支援を行った場合の評価を検討してはどうか。

(インクルージョンの推進)

- ○併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において具体的な取組等について記載しその実施を求めることを検討してはどうか。
- 〇保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、移行前の移行 に向けた取組についても評価することを検討してはどうか。

教育との連携 ②

<保育所等訪問支援>

(保育所等訪問支援の充実)

- ○効果的な支援を確保・促進する観点から、
 - ・ 個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求めることを検討しては どうか。
 - 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を検討してはどうか。
 - 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインも活用することを検討してはどうか。
- 訪問支援員特別加算について、支援の充実を図る観点から、配置のみでなく当該職員による支援の実施を 求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを検討してはどうか。
- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を検討してはどうか。

<障害児入所施設(福祉型・医療型)>

(地域生活に向けた支援の充実)

- 〇早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、障害児入所施設において、15歳以上に達した入所児 童について、移行支援に係る個別の計画(移行支援計画)を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求めることを検討してはどうか。
- ○移行支援にあたっての関係機関との連携を強化する観点から、移行支援計画を作成・更新する際に、当該 児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った 場合の評価を検討してはどうか。

<u><児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービス></u>

- ○強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、
 - ・児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等 を求めた上で、評価の見直しを検討してはどうか。
 - ・放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、強度行動障害の状態がより強い児に対して 支援を行った場合の評価の見直しを検討してはどうか。
- ○放課後等デイサービスの個別サポート加算 I について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、 ・ 強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価の見直しを検討してはどうか。

〈保育所等訪問支援〉

○ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を検討してはどうか。また、強度行動障害を有する児について、支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を検討してはどうか。

<u><居宅訪問型児童発達</u>支援>

○強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を検討してはどうか。

<障害児入所施設(福祉型・医療型)>

- 〇強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、
 - ・体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価を調整する ことを検討してはどうか。
 - ・加えて、強度行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを検討してはどうか。

「こども未来戦略方針」と「経済財政運営と改革の基本方針2023」

「こども未来戦略方針」 ~ 次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて ~ (抜粋) (令和5年6月13日閣議決定)

- Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (5)多様な支援ニーズへの対応
 - ~社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援~

(障害児支援、医療的ケア児支援等)

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、<u>地域における障害児の支援体制の強化</u>や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

経済財政運営と改革の基本方針2023 (抜粋) (令和5年6月16日閣議決定)

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

(こども大綱の取りまとめ)

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、<u>家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等</u>、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の概要(障害児支援関係)

障害児支援体制の強化

5,030億円の内数+事項要求 (令和5年度予算額4,813億円の内数)

(1)良質な障害児支援の確保【一部事項要求】

・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費(児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等)を確保する。なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討する。

(2)地域における障害児支援体制の強化【一部事項要求】

・令和4年6月に成立した改正児童福祉法が令和6年4月に施行されることに伴い、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児 通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口として の相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。また、児童発達支援センターの機能強化や地域の支援体制の整備につ いて、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(3) 医療的ケア児等への支援の充実【一部事項要求】※デジタル庁ー括計上予算を含む

・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。また、地域における医療的ケア児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(4) 地方自治体における聴覚障害児支援の中核機能の強化【一部事項要求】

・保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。また、地域における聴覚障害児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(5)障害児通所支援事業所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進 【推進枠】

・障害児通所支援事業所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守り夕グ(GPS)の導入支援などを推進する。

(6) 障害児支援分野における ICT等導入支援 【新規】 【推進枠】

・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害 児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

48

こども家庭庁予算のポイント 令和5年度補正予算(案)

◆補正予算(案)こども家庭庁予算総額 1,895億円

1. 「こども未来戦略方針」に基づく子育て支援のスピード感ある実行

1,433億円

(1) 児童手当拡充に向けたシステム整備

232億円

(2) こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施に向けた試行的事業

91億円

(3) こども誰でも通園制度(仮称)の創設に向けたシステム構築

25億円

(4) 乳幼児健診等の推進

25億円

(5) こどもの居場所づくり支援

13億円

(6)多様な支援ニーズへの対応

6 1 億円

【こどもの貧困】

▶地域こどもの生活支援強化事業

▶こどもの生活・学習支援事業の拡充

【虐待防止】

▶アウトリーチ支援・宅食事業

▶こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止め

られる相談支援体制の整備

【障害児・医療的ケア児支援】

- ▶地域障害児支援体制強化事業の拡充
- ▶医療的ケア児等総合支援事業の拡充
- ▶医療的ケア児保育支援事業の拡充
- (7) こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革に向け

た戦略的広報

6億円

- 「新子育で安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等 336億円
- (9) 放課後児童クラブの受け皿整備

2 1 億円

(10) 保育士等の処遇改善(特別会計)

620億円

- 補正予算(案)こども家庭庁予算総額には特別会計の予算620億円を含む。
- (注) 計数は、億円単位未満を四捨五入している。

2. こども・子育	て支援の推進
-----------	--------

2. ことも・于育(文張の推進	
	3 4 6 億円
(1) 地域少子化対策重点推進交付金	9 0 億円
(2)こどもデータ連携に係る実証事業	5億円
(3) 保育の人材確保に向けた「保育士修学資金貸付等事業	J 41億円
(4)ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業	2 5 億円
(5)ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事	業 2億円
(6)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	3億円
(7) 児童福祉施設や障害児施設等の施設整備	6 2 億円
(8) 障害児支援事業所における福祉・介護職員の処遇改善	4 2 億円
3. こども政策DXの推進	
	9 3 億円
(1) 母子保健デジタル化実証事業	8億円

(1)母子保健デジタル化実証事業	8億円
(2) 保育所等におけるICT化推進等事業	2 9 億円
(3)児童相談所等における業務効率化・ICT化推進事業	20億円
(4) こども政策DXの実現に向けた実証事業	10億円

4. 性被害防止といじめ防止対策の強化

- (1)教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進 1億円
- (2) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援 19億円
- (3) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向 けた手法の開発・実証 4億円

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ~加速化プラン等の前倒し~

施策	概要	国費	公費
こども誰でも通園制 度(仮称)の本格実 施に向けた試行的事 業	 ▶ 全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。 ・自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。 ・事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。 ・「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。 ・対象児童:保育所等に通所していない0歳6か月~2歳の未就園児 	91億円	114億円
乳幼児健診等の推進	①「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業 ➤ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期(「3~6か月頃」及び「9~11か月頃」)の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。 ➤ こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。 ②「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」 ➤ 都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患(SCID、SMA)を対象とするマススクリーニング検査を実施し、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。 ※SCID(重症複合免疫不全症):免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。 ※SMA(脊髄性筋萎縮症):脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。	25億円	50億円
こどもの居場所づく り支援	 ▶ 居場所を求めるこどもを居場所につなげるなど地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートしたりする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。 ▶ NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施する。 例:同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施管害のある子もない子も遊び、交流し育ち合う場の実施朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 	13億円	24億円

「こども未来戦略方針」に基づくこども・子育て支援のスピード感ある実行② ~加速化プラン等の前倒し~

施策	概要	国費	公費
多様な支援ニーズへの対応			
こどもの貧困	 ①地域こどもの生活支援強化事業(13億円) ▶ 既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応につなげる。 ②こどもの生活・学習支援事業の拡充(3.7億円) ▶ ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援を行う中で、大学の受験費用等についても支援することで、進学へのチャレンジを後押し。 ③虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援(2.7億円) ▶ 生活困窮等の様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる。 	19億円	29億円
虐待防止	 ①アウトリーチ支援・宅食事業 (7.5億円) ▶ 支援ニーズの高いこどもに対し宅食等アウトリーチ型の支援を強化することで、こどもの状況把握を継続的に行い、必要な支援につなげる。 ②こども家庭センター等におけるこどものSOSを受け止められる相談支援体制の整備 (2.2億円) ▶ こどもや保育所・学校等の職員からの相談に対応し、適切な支援を提供するため、こども家庭センター等における相談員や専門人材の配置を支援。 ③児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援 (2.5億円) ▶ 児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築のための取組を実施するとともに、児童相談所への定着支援アドバイザーの配置やVR等を活用した研修システムの作成等、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。 	12億円	19億円
障害児・医療的 ケア児支援	①地域障害児支援体制強化事業の拡充(15億円) 児童発達支援センターの機能強化により、地域全体の障害児支援体制を強化するとともに、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの取組や、乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を推進する。 ②医療的ケア児等総合支援事業の拡充(7.6億円) ▶ 医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現。 ③医療的ケア児保育支援事業の拡充(5.2億円) ▶ 医療的ケア児の受入れ体制整備として、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を支援するほか、災害時における確実な電源確保や医療的ケア児の個別性に着目した備品整備等の支援を行う。 ④地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業(1.4億円) ▶ 地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもの発達相談や家族支援を行い、必要な支援につなげる。 ⑤地域支援体制整備サポート事業(0.5億円) ▶ 国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることで地域の障害児支援体制の整備を促進する。 	30億円	57億円



こども施策における発達障害児支援に関する研究

R5年度 こども・子育て支援等推進調査研究事業 (抜粋)

- ・児童発達支援センターの中核的機能スタートアップマニュアル等作成に関する調査研究
- ・障害児支援における安全管理等に関する調査研究
- ・発達障害児とその家族のQOLを維持する市区町村の支援体制に関する調査研究
- ・こどもの心の健康に関する調査研究(成育局母子保健課)

R5年度 こども家庭科学研究 (こども家庭審議会 科学技術部会) (抜粋)

- ・地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究 (R3-4 乳幼児期から就学前、R5-6 就学から就労)
- ・発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状把握及び 発達支援の必要性の判定のためのアセスメント方法の確立に向けた研究
- ・発達障害や知的障害、精神疾患、外国人等、配慮・支援の必要な妊産婦への支援を 推進するための研究(成育局母子保健課)

2023/11/21 52



ご清聴ありがとうございました。

参考資料

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、 障害児の福祉の増進や保健の向上(障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等)を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上(障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等)を担う。
 - ○こども家庭庁設置法 (所掌事務)
 - 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。
 - 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、<u>こども</u>、こどものある家庭及び妊産婦その他母性<u>の福祉の増進</u>に関すること。
 - 十二 <u>こどもの保健の向上</u>に関すること(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関することを除く。)。

- ○厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) (所掌事務)
 - 第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の 任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさ どる。
 - 八十七 障害者の福祉の増進に関すること。 八十八 障害者の保健の向上に関すること。

こども家庭庁

- ・児童福祉法の 障害児福祉サービス (児童発達支援、 放課後等デイサービス等)
- ・医療的ケア児への支援

厚生労働省

・障害者総合支援法の 障害者と障害児が 両方利用する 障害福祉サービス

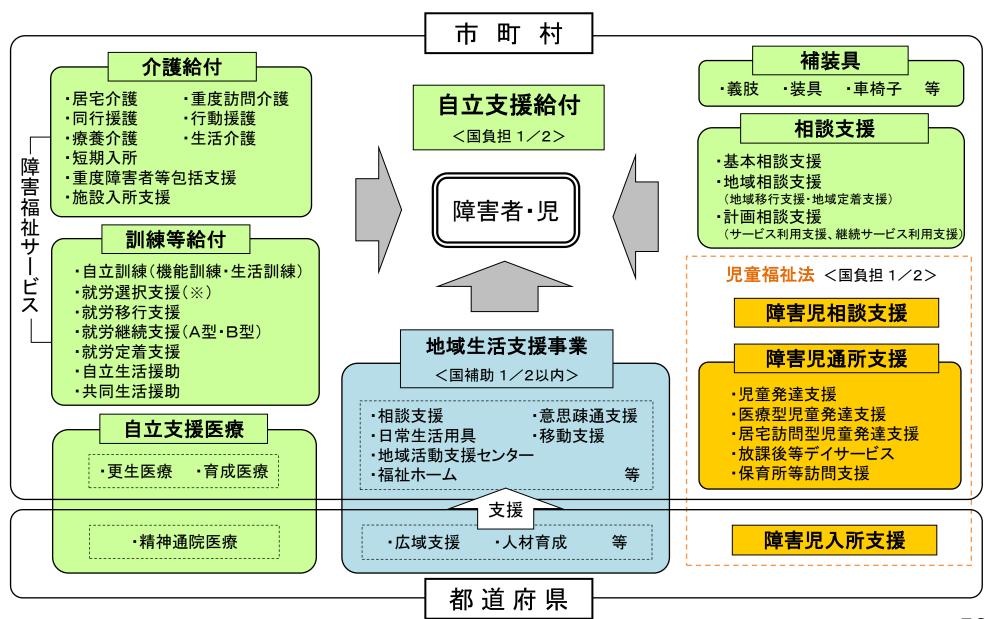
(居宅介護等)

共管

- ・障害者総合支援法の 障害者のみが利用する 障害福祉サービス (就労系サービス等)
- ・障害者手帳
- · 障害者手当

等

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

	桿音伸仙リーに入寺の神术(川護柏竹・訓練寺柏竹)						
				サービス内容	利用者数	施設·事業所数	
訪問系		居宅介護	看 	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	202,570	21,967	
		重度訪問介護	耆	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,609	7,563	
		同行援護	8 9	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,804	5,753	
	介	行動援護	8 9	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	14,247	2,107	
	護給	重度障害者等包括支援	a 🖳	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	46	11	
H	付	短期入所	8 9	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	55,218	5,836	
中活動		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話 を行う	21,148	259	
系施		生活介護	*	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の 機会を提供する	303,721	12,600	
設系		施設入所支援	a	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,155	2,555	
居住支		自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における 課題を把握し、必要な支援を行う	1,230	288	
支援系		共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	176,097	12,886	
	訓	自立訓練(機能訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,268	186	
訓	練	自立訓練(生活訓練)	耆	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓 練を行う	14,525	1,326	
練系	等 給	就労移行支援	8	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を 行う	36,896	2,926	
就労系	付	就労継続支援(A型)	耆	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な 訓練を行う	87,031	4,494	
		就労継続支援(B型)	耆	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を 行う	338,403	16,516	
		就労定着支援	a	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,744	1,565	
			$\overline{}$			5/	

(注)1.表中の「 🔠 」は「障害者」、「 🗓 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5年 6月サービス提供分(国保連データ)

5

障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

 						
	(サービス内容				施設·事業所数
障害児通所系	障害	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支 援を行う	150,826	11,333
		医療型児童発達支援	.	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの 支援及び治療を行う	1,492	87
	児 支	放課後等デイサービス	P	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	337,341	20,606
	援				200	116
訪障	に	居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	326	110
訪障 問害 系児	係る	保育所等訪問支援	P	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団 生活への適応のための専門的な支援などを行う	21,135	1,852
入障 所害 系児	給 付	福祉型障害児入所施設	便	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,271	183
		医療型障害児入所施設	@	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び 知識技能の付与並びに治療を行う	1,758	197
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援) (B	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	246,640	10,046
		障害児相談支援	P	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	94,780	6,431
		地域移行支援)	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業 所への同行支援等を行う	647	333
		地域定着支援)	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉 サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,215	556

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告(概要)

こどもの誕生前から幼児期までの育ちの環境は多様であるが、こどもの生涯にわたる幸福(Well-being)の基礎を培い、 人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

だからこそ、指針を、**こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人と共有**し、こども本人と社会全体の双方にとって重要な こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく保障することで、すべての人の利益につなげていく。

指針の目的

こども基本法の目的・理念に則り、こどもの<u>心身の状況、置かれている環境等にかかわらず</u>、 こどもの誕生前から幼児期までを**切れ目なく、**

こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会(環境)を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、こども基本法の目指す、

次代の社会を担うすべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福(Well-being)な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。



<u>身体、心、社会(環境)の</u> すべての面での育ちを一体として保障

すべての人で共有したい理念

すべてのこどもが一人一人個人として、 その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

すべてのこどもが、生まれながらに権利を持っている存在として、 いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けることがなく、一人一人 の多様性が尊重されている。

こどもの声(思いや願い)が聴かれ、受け止められ、 主体性が大事にされている

乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れる。こどもの年齢及び発達の程度に応じて、言葉だけでなく、様々な形でこどもが発する声が聴かれ、思いや願いが受け止められ、その主体性が大事にされ、こどもの今と未来を見据え「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されている。

すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、 育ちの質が保障されている

どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、 すべてのこどもの生命・栄養状態を含む健康・衣食住が守られ、こども同士 つながり合う中で、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの 質が保障されている。

子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、 それを支える社会もこどもの誕生、成長を一緒に喜び合える

身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てし、こども同士つながり合うことが、こどものより良い育ちにとって重要。保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき、社会に十分支えられているからこそ、こどもの誕生、成長の喜びを保護者・養育者が実感でき、社会もそれを一緒に喜び合える。

乳幼児期のこどもの育ちは、人格形成の基礎



安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを 求めたり、触れ合うことで安心できる。

満たされたい

「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムが出来てくる。



関わってみたい

こども同士や関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる。

多様な人や社会(環境)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく。



遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴く まま夢中になって遊ぶ。

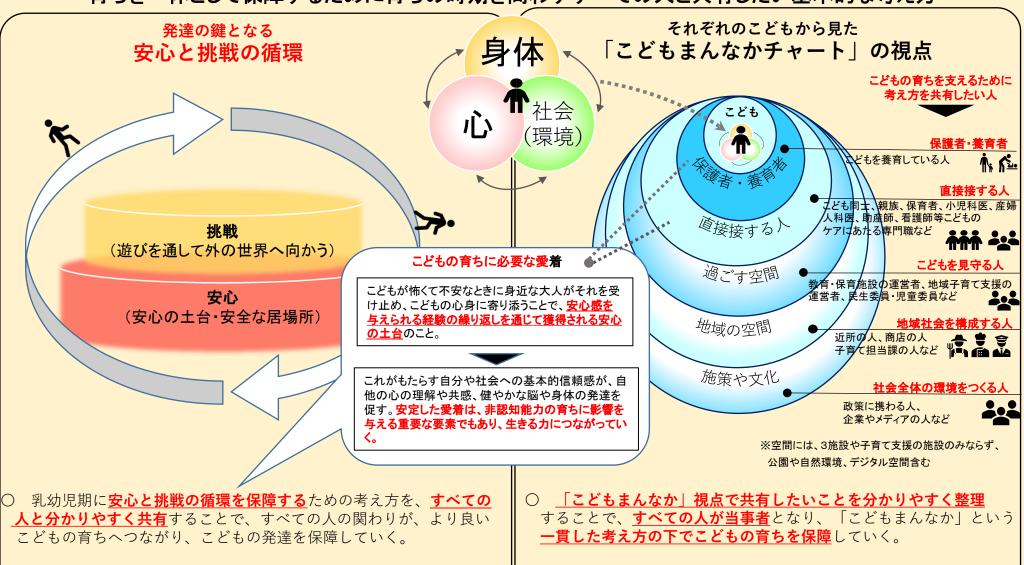
自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びを通して様々なことを学んだりしながら育つ。

認められたい

周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、 自分に自信がつく。この経験から、他者への理解や優しさにつながる。

こどもの誕生前から幼児期までの「こどもの育ち」の基本的な考え方

こどもの育ちに係る他の指針等とあいまって、すべてのこどもに、身体、心、社会(環境)のすべての面での育ちを一体として保障するために育ちの時期を問わずすべての人と共有したい基本的な考え方



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)の策定に向けて(中間整理)概要

~すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために~

育ちのヴィジョンを策定しすべての人と共有する意義

幼児期までこそ生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
 - ※虐待死の約半数が0歳児/就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充実
- **√誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関等の環境間に切れ目が多い**
- ⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的

すべてのこどもの「誕生前から幼児期まで」の時期から 生涯にわたるウェルビーイングを向上

こども基本法の理念に則り整理した5つのヴィジョン

- こどもの権利と尊厳を守る
 - ⇒こどもの権利に基づき育ちの質を保障
 - ✓乳幼児は生まれながらに権利の主体
 - ✓生命や生活を保障すること
 - ✓乳幼児の思いや願いの尊重

- 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
 - ⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント」の形成と豊かな「遊びと体験」が重要

アタッチメント(愛着)〈安心〉 こどもが怖くて不安な時などに身近な大人 が寄り添い、安心の土台の獲得を支える

豊かな遊びと体験〈挑戦〉 多様なこどもやおとな、モノ・自然・場所・絵 本などの身近なものなどとの出会いにより、挑 戦を応援する

すべてのこどもの生涯にわたる 身体的・精神的・社会的ウェルビーイング

※バイオサイコソーシャルの観点での包括的な幸福

⇒すべての人のウェルビーイング向上にもつながる

「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

乳幼児期 誕牛前

- 以降
 マ学童期から乳幼児と関わる機会
 - ✓誕生の準備期から支える
 - ✓幼児期と学童期以降の接続

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

挑戦

安心

- ⇒こどもの育ちそのものにとって重要
 - ✓支援・応援を受けることを当たり前に
 - ✓すべての保護者・養育者とつながること
 - ✓男女ともに保護者・養育者が共育ち

(養育に必要な脳や心の働きは男女差なく経験によって育)

こどもの育ちを支える環境や社会

の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ工夫が必要 **、∨こどもまんなかチャートの視点**

(コーディネータ役、面のネットワークの必要性等)

√専門職連携の共通言語も重要

場ったイン インともも含め環境や社会をつくる

【「はじめの100か月」の育ちとは】

『育ちのヴィジョン』をすべての人と共有するためのキーワー ▶ドとして、母親の妊娠期から幼保小接続期(いわゆる5歳児~ 【小1)が概ね94か月~106か月であることに着目した概念

今後の検討事項〜実効性のある育ちのヴィジョンとするために〜

- こども大綱に位置づけられる施策へ反映
- すべての人の具体的行動を促進するための取組も含め、こども家庭庁を 司令塔とする推進体制の下で取組を一体的・総合的に推進

こどもの居場所づくり

●こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書(令和5年3月)

理念と大切にしたい視点

● こども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。 * こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、こども・若者の主体性の尊重である。
- ◆ その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めることである。

"居たい"

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居たいだけ居られること
- **助けてほしいときに、助けてくれる人がいること**
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

"行きたい"

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行くきっかけがあること (必要に応じて、こども・若者ヘアウトリーチで関わること)
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること (こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)

"やってみたい"

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること (自分の意見が反映されること)
- 一緒に学ぶ人、 学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること (興味や希望に沿ったイベントがあること)
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

居場所の種類(分類)

ユニバーサル/ポピュレーション 対面 (リアル)

仮想(オンライン)

ユニバーサル/ポピュレーション:全てのこども・若者を対象とする居場所

児童館、公民館、図書館 放課後児童クラブ*

放課後子供教室、子ども会、スポーツ少年団

オンラインでの体験活動等 公園や校庭、プレーパークなどの外遊び

ユースセンター/青少年拠点

など

混在型:両者が混在している居場所

フリースペース こども食堂

オンラインの居場所

校内カフェ 学習・生活支援の場

など

ターゲット/ハイリスク:特定のニーズを持つこども・若者を主な対象(利用者の制限有)とする居場所

放課後等デイサービス

若者シェルター 児童育成支援拠点事業

オンラインの居場所 (オンライン相談支援等)

特定のニーズを抱えたこども・若者向け施設・場

L"

└ 障害、性的マイノリティ、ケアリーバー、外国籍など

ターゲット/ハイリスク

* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、 約139万人(令和4年5月現在)の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

対応の方向性

- 〇こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った 居場所づくり
- 〇居場所における支援の質向上と環境整備
- ○地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成の支援
- ○居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」 への支援
- ○官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

こどもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背 景

理念

こどもの居場所づくここどもの居場所と

性の質

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化や少子化の進展 により、地域の中でこどもが育つことが 困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、 自殺者数の増加など、こどもを取り巻く 環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化 の広がりに伴い、居場所への多様なニー ズが生まれている。

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こどもの居場所とは

- ・こども・若者が過ごす**場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所**になりえる。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。
- ・その場や対象を**居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めること**であり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場を どのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、**こどもの主体性を大切にすること**が求められる。
- ・居場所の特徴として、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

こどもの居場所づくりとは

- ・居場所とは、こども本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が行うものであるため、両者には隔たりが生じうる。
- ・こうした隔たりを乗り越えるため、**こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要**である。
- ・目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、**さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができること**である。

対象となる居場所の範囲

こどもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの (例:学校や塾、習い事など)も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

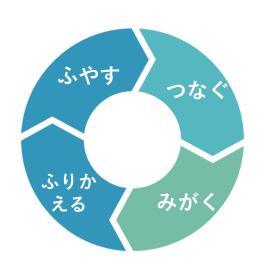
こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
 - こどもの声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要
- ② こどもの権利の擁護
 - こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ 官民の連携・協働
 - 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に優先順位はなく、相互 に関連し、また循環的に作用するもの である。

ふやす

~多様なこどもの居場所を整備する~

- ・地域において既に居場所になっている資源や居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・児童館や公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・居場所が継続されていくために、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

~こどもが居場所につながる~

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、見つけ選びやすくなるようにする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

~こどもにとって、よりよい居場所となる~

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、だれと過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

~こどもの居場所づくりを検証する~

・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

責 務 役 割

推

進

体

制

等

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有す るとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手となる**民間機関**は、 本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に 応じた取り組みを関係者と連携しつつ実 施する。**地域住民**は、こうした取り組み への関心と理解を深め、自ら参加すると ともに、こどもの見守りなど積極的な役 割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、こどもの居場所としての福祉的 役割を担っており、その認識の下、学 校・家庭・地域が連携・協働し、居場所 づくりを推進する。**企業**は、社会的責任 を果たす観点から、食材や活動プログラ ムの提供、運営ノウハウや技術支援など 積極的な役割を担うことが期待される。

地方自治体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場 所づくりを計画的に推進する。**都道府県** は、市町村の取組を支える。国は、これ らの取組を支えるとともに、評価指標の 策定等を通じた全国レベルでの進捗把握 や、居場所づくりの好事例の発信など普 及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁の** リーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方自治体おける推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が** 連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。関係者による協議会な どの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大 綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。こどもの居場所づ くりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。

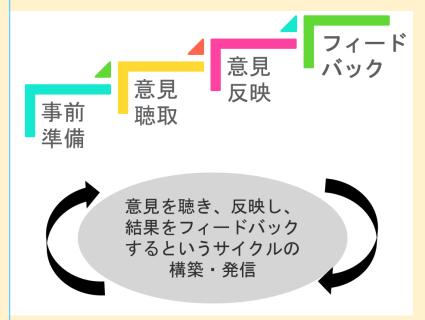
施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが 重要。国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアッ プする。また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向け た検討を行う。その際、こども・若者やこどもの居場所に関する関係者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う**。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり①

● どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、こどもや若者の状況や特性は多様であることを認識し、その最善の利益を第一に考え、安心・安全を確保して取り組まれなければならない。また、意見反映の在り方やプロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進めることが重要である。

こどもの意見の政策への反映まで



事前準備

Lこどもや若者がテーマを設定する機会、事前の情報提供や 学習機会を確保。

意見聴取

L様々な手法や機会を組み合わせて聴取。聴く側の姿勢や体制を整備し、こどもが安心・安全に意見表明できる環境を確保。

意見反映

□こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、 聴いた意見を重要な情報として扱い、正当に考慮。 こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断。

フィードバック

└意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを 分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信。

こども・若者の意見反映の仕組みづくり②

意見を聴く前に

- ◆ 十分な情報提供や学習機会 テーマについての分かりやすい情報を 事前に提供し、意見の表明を支援。
- こども・若者によるテーマ設定 大人が設定するテーマだけでなく、こ どもや若者が意見を伝えたいテーマを 決める。

結果のフィードバック

- ◆ 分かりやすいフィードバック
 意見がどのように検討され、反映されたか、反映されなかった場合はその理由等を分かりやすく伝える。
- 振り返り 意見を表明したこども・若者自身や聴く 側・ファシリテーターの振り返りの結果 を、意見反映の取組の改善に活かす。
- 社会全体の発信 意見反映のサイクルを社会全体に発信し、 こどもの意見を聴く機運を高める。

意見を聴くときに

- 多様な参画機会 公募、学校等との連携、生活の場や活動 の場での意見交換等、 様々な機会・参加方 法を活用する。
- **意見を言いやすい環境** 安心・安全の確保、グループ作りの工夫、どのような意見も受容される雰囲気、ファシリテーター等意見を引き出す人材の確保。
- 様々な手法の選択肢 対面やオンラインでの 意見交換、アンケート、 SNSの活用、審議会委員 へのこども・若者の登 用等。
- も・若者公募等では声をあげにくいこども・若者や乳幼児の声を聴くための、状況や特性に合わせた工夫や配慮。

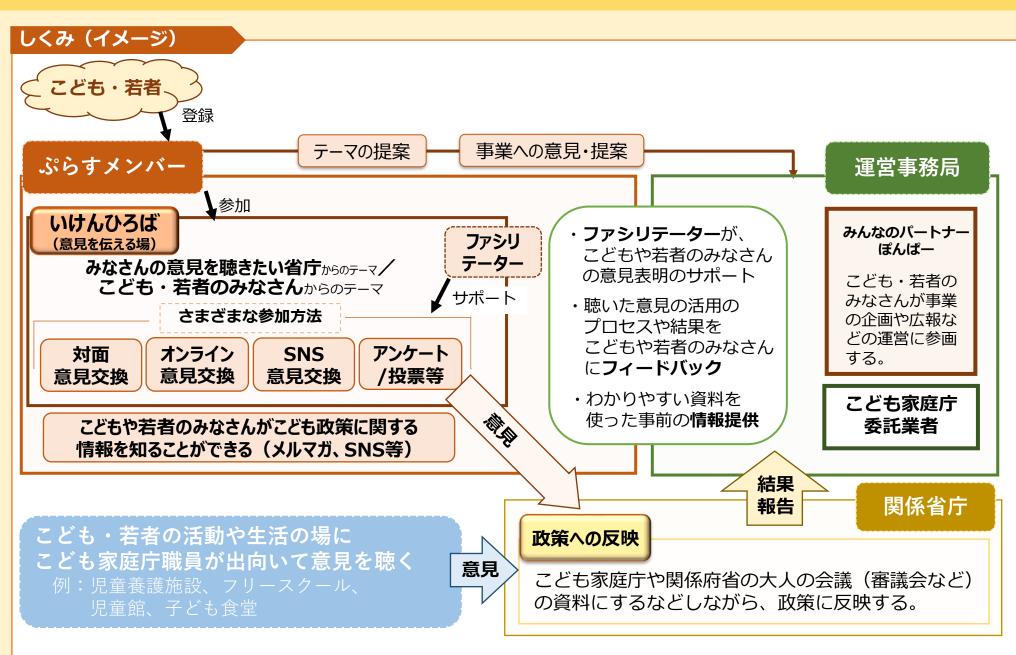
声をあげにくいこど

政策への反映

● こども・若者の最善の利益 政策の目的、こども・若者の年齢や発達段階、実現 可能性、予算や人員などの制約も考慮しつつ、こど も・若者の最善の利益の観点で反映を判断する。



こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)



「こども未来戦略方針」

〜次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて〜 (令和5年6月13日閣議決定)

検討の経過

令和5年1月6日:総理指示

こども政策の強化について検討を加速するため、こども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途にたたき台をとりまとめる。

- ○対策の基本的な方向性
 - ①児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
 - ②学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両 面からの強化を進めるとともに、伴走型支援 産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
 - ③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。
- 〇検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者 をはじめとする有識者から、広く意見を聞くこと。

<u>令和5年1月19日</u>

「こども政策の強化に関する関係府省会議」(座長:こども政策担当大臣)の設置

<u>令和5年3月31日</u>

「こども・子育て政策の強化について(試案)」公表

<u>令和5年4月1日</u>:こども家庭庁発足、こども基本法施行

令和5年4月7日

「こども未来戦略会議」を設置(議長:総理大臣)

令和5年6月13日

「こども未来戦略方針」のとりまとめ、閣議決定

こども未来戦略方針の全体像

I. こども・子育て政策の基本的考え方

Ⅱ. こども・子育て政策の強化:3つの基本理念

- 1. こども・子育て政策の課題
- (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
- (2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する
- 2. 3つの基本理念
- (1) 若い世代の所得を増やす
- (2) 社会全体の構造・意識を変える
- (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

Ⅲ. 「加速化プラン」~今後3年間の集中的な取組~

- 1. 加速化プランにおいて実施する具体的な施策
- (1) **ライフステージを通じた**子育てに係る**経済的支援の強化**や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) **全てのこども・子育て世帯**を対象とする**支援の拡充**
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) **こども・子育てにやさしい社会づくり**のための意識改革
- 2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保
- 3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

こども・子育て政策の課題と基本理念

【こども・子育て政策の課題】

こども・子育て政策を抜本的に強化していく上で乗り越えるべき課題は、以下の3点が重要。

こども・子育て政策の課題

(1)若い世代が結婚・子育ての将来展望を抱けない

- ・未婚化・晩婚化の進行が少子化の大きな要因の一つ。
- ・若い世代が結婚やこどもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況。
- ・若い世代の所得の持続的な向上につながる幅広い施策展開とともに、加速化プランの早急な実現、持続が必要。

(2)子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

- ・女性の正規雇用における「L字カーブ」が存在。 育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向もある。
- ・社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要。

(3)子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

- ・理想のこども数を持たない理由は、経済的理由が最も高く、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因。 また、0~2歳児の約6割はいわゆる未就園児であり、「孤立した育児」の実態あり。
- ・公教育の再生は少子化対策としても重要であり、取組を着実に進めていくことが重要。また、学校給食費の無償化の実現に向けた実態調査を実施し、その上で具体的方策を検討。

【3つの基本理念】

3つの基本理念に基づき、こども・子育て政策の抜本的な強化に取り組む。

3つの基本理念

- (1)若い世代の所得を増やす
 - ・賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環) ・三位一体の労働市場改革
 - ・正規・非正規問題への取組(同一労働同一賃金の徹底、非正規雇用の正規化)

(2)社会全体の構造・意識を変える

- ・ワンオペ育児の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会
- ・こどもまんなか社会に向けた社会全体への意識改革・育児休業の取得促進、育児期の柔軟な働き方の推進
- (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
 - ・今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容
 - 全ての子育て家庭を等しく支援すること 保育所について量の拡大から質の向上へ
 - 妊娠・出産期から0~2歳の支援の強化 多様な支援ニーズ(貧困、障害児・医療的ケア児、ひとり親家庭等)への対応
 - → 加速化プランの各種施策に着実に取り組むとともに、総合的な制度体系の構築を目指す
 - ・こども政策DXの推進

笙

こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

広がっています!こどもまんなか(*)応援サポーター

(*)すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、 社会全体で支えていくこと(こども家庭庁HP)

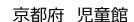








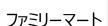






伊藤忠商事







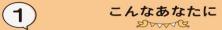
自治体のみなさま、団体のみなさま、企業のみなさま、みなさまの取組やアクションを 全国とつなげていき、「こどもまんなか」をひろげていきましょう。

→ 今日からできる身近なアクションをSNSで、#こどもまんなかやってみた をつけて発信いただいてサポーターに!

加速化プランで何が変わるか?①



加速化プランで何が変わるか?②





里帰り出産から 戻った後は 不安しかない

身近な場所で相談に乗ります

伴走型相談支援

妊婦さんやお母さんの相談に乗ります。 妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに 妊婦さんに行政からのアプローチも





こんなあなたに (4)







うちの会社、 夫の帰りはいつも遅い 育休制度使ってる人 私だって働いているのに みたことない

育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。 看護休暇をもっととりやすく。 学級閉鎖や学校行事でも使える!



2) こんなあなたに DVVVC



産後、 心も身体も ぐったり気味

ママの心も身体もちゃんとケア

産後のこころと身体がしっかり回復できるように 体を休めるための宿泊施設や、育児相談も



(5)こんなあなたに Dowde







働いていなくても 時間単位で自由に通える

こども誰でも通園制度

保育士さんに育児の相談をしたり、 こどもを預けて自分の時間も大切に。



3)

こんなあなたに

Dowe



今の収入で 子育てはちょっと 無理かな

あらゆる角度から応援!

子育て世帯の家計を応援

児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、 保険料免除措置など あらゆる角度から、子育て家計を応援します。



こんなあなたに (6)Dange



この子たちが 大学に入った時 ちゃんと学費払えるかな

授業料等の減免の対象となる方が増え、 大学進学に挑戦できる方が増えます。



こども大綱

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等 ~こども大綱の策定に向けて~ (中間整理) 令和5年9月こども家庭審議会

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」~全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会~

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- 心身ともに健やかに成長できる。
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- ・ 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。
- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今と これからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活が送れるようになるまでを 社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に 人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得る ことを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を自分らしく営む ことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、 子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つ ことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージに縦断的な重要事項

- ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- ○こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- ○障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者 に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、

性犯罪·性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- ○こどもの誕生前から幼児期まで
 - こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実
- ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- ○青年期

高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、 健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
- ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の 尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させ るために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を 定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていくことが必要。

- ○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進(『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、 各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知)
- ○地方自治体等における取組促進(上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等)
- ○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- ○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ○地域における包括的な支援体制の構築・強化(要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等)
- ○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- ○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- ○国における推進体制(総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画(仮称)の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等)
- ○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携 ○国際的な連携・協力
- ○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討